

橋本周辺広域市町村圏組合告示第 15 号

橋本周辺広域市町村圏組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてをここに公布する。

令和 7 年 12 月 4 日

橋本周辺広域市町村圏組合
管 理 者 平 木 哲 朗

橋本周辺広域市町村圏組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(橋本周辺広域市町村圏組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 橋本周辺広域市町村圏組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 11 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項中「第 16 条の 2 第 1 項」を「第 16 条の 3 第 1 項」に改める。

第 16 条の 3 を第 16 条の 4 とする。

第 16 条の 2 第 1 項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第 16 条の 3 とし、第 16 条の次に次の 1 条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第 16 条の 2 任命権者は、橋本周辺広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例（令和 5 年条例第 7 号）第 27 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において

「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 橋本周辺広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例第 27 条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、別に定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第 1 項第 3 号又は前項第 3 号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（橋本周辺広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第 2 条 橋本周辺広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例（令和 5 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項中「（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第 23 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削る。

第 24 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、30 分を単位として行うものとする。

第 24 条第 2 項及び第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同

条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第24条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき
当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき
当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第24条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第24条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第 24 条の 5 育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更(以下「第 3 項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第 25 条中「部分休業」を「育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業」に、「第 7 条」を「第 5 条」に、「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

第 26 条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第 26 条 育児休業法第 19 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

